



なみえ創成小学校・中学校の今を伝える

# なみえ創成通信

学校の基本理念 子どもたちの生きる力と夢を育み、地域の未来を切り拓く学校



放課後体力向上活動を月・水曜日に行っています。



コミュニティ・スクールに関する教育懇談会を行いました。



ブリティッシュヒルズの先生、他校の児童・生徒との英語の交流授業を行いました。



復興なみえ町十日市祭では合唱とダンベル体操を発表しました。



地域の方と昔遊び体験をしました。

なみえ創成小学校・中学校ブログ

なみえ創成

検索

問 なみえ創成小学校 TEL 0240 (23) 5335 問 なみえ創成中学校 TEL 0240 (23) 5336

一昨年の7月に特別受益制度を説明しました(No.7平成29年7月号)。

例えば、子供が父親から住宅購入のための資金の贈与を受けていた場合、父親が亡くなつて相続が発生した際、贈与を受けた分を父親の遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算することになることを説明しました。

生活のための不動産の贈与も特別受益に当たするため、夫が、自分が死んだ後のことを考えて妻に居住用の不動産を贈つておいた場合でも、夫が亡くなり相続が発生したときは、贈られた居住用不動産分を遺産に戻して、遺産の分配

## 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与・遺贈

今回も7月の改正民法の説明です。うけどんは、この先イメージアップキャラクターの活動に専念していくため、以後、私1人で進めていきます。引き続き、ご愛読いただければと思います。

20年以上婚姻期間のある配偶者に対する居住用不動産の贈与であっても、他の遺産が少ない場合は、他の相続人から配偶者が遺留分の請求を受けるおそれがあるのです。ただし、居住用不動産の贈与について遺留分の請求を受ける可能性を定める改正が今回行われました。

次回は、改正のあった遺留分制度の内容も含めて説明します。

を計算することになります。今回の改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦間において、居住用の建物および土地の贈与・遺贈(遺言で遺産を贈ること)があった場合、特別受益に当たらないことを原則とすることとしました。これにより、配偶者への居住用不動産の贈与をしやすくなりました。ただし、贈与した場合は、贈与税がかかる可能性がある点は注意してください。また、遺留分の適用はありますので、他の相続人の遺留分を侵害する場合は、遺留分の行使を受けることとなります。

いつか役に立つ

# 法律知識

No.25



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属: 福島県弁護士会)